

甲府市の中核市移行に伴う事務の権限移譲について

平成31年4月1日に甲府市が中核市に移行することに伴い、現在山梨県が指定する介護サービス事業者の指定等権限が甲府市に移譲されます。

については、平成31年4月前後の申請等のスケジュールは次のとおりとなります。

なお、平成31年4月1日に山梨県内に現存する施設・事業所においては、これまで山梨県に提出された申請書等を甲府市に引き継ぎますので、新たに指定申請等を行う必要はありません。

1 新規指定（許可）

指定（許可）日（効力発生日）	提出先
平成31年3月31日まで	山梨県（健康長寿推進課・中北保健福祉事務所） （以下同じ）
平成31年4月 1日以降	甲府市

（効力発生日が平成31年4月1日以降となる指定（許可）の事前相談については、甲府市に御連絡ください。）

2 指定（許可）更新申請

更新後の指定有効期間の始期	提出先
平成31年4月 1日まで	山梨県
平成31年4月 2日以降	甲府市

3 各種届出（休止届、廃止届、再開届、変更届、介護給付費算定に係る届出）

届出日（到達日）	提出先
平成31年3月31日まで	山梨県
平成31年4月 1日以降	甲府市

4 介護職員処遇改善加算

甲府市のみ事業所を運営している事業者については、今後は甲府市への提出となりますが、年度ごとに次により提出してください。

(1) 計画書

平成31年度分計画書 平成31年2月末までに山梨県へ提出
（山梨県から甲府市へ書類を引き継ぎます。）

(2) 実績報告書

平成30年度分実績報告書 平成31年7月末までに甲府市へ提出

5 甲府市内から市外への所在地移転又は甲府市外から市内への移転に係る事務手続

4月1日以降は指定権者が変わりますので、旧所在地に廃止届を提出し、新所在地に指定申請を行ってください。